【介護保険対応　訪問看護利用料金表（非課税）要介護認定】

サービス内容	単位数	１0割	１割金額	2割金額	3割金額	サービス提供時間	基本単位
訪問看護Ⅰ-１・時間内	314	3,579円	358円	716円	1,074円	1回につき　20分未満	314単位
訪問看護Ⅰ-１・夜	393	4,480円	448円	896円	1,344円		
訪問看護Ⅰ-１・深	471	5,369円	537円	1,074円	1,611円		
訪問看護Ⅰ-２・時間内	471	5,369円	537円	1,074円	1,611円	1回につき　30分未満	471単位
訪問看護Ⅰ-２・夜	589	6,714円	672円	1,343円	2,015円		
訪問看護Ⅰ-２・深	707	8,059円	806円	1,612円	2,418円		
訪問看護Ⅰ-３・時間内	823	9,382円	939円	1,877円	2,815円	1回につき　30分以上 1時間未満	823単位
訪問看護Ⅰ-３・夜	1,029	11,730円	1,173円	2,346円	3,519円		
訪問看護Ⅰ-３・深	1,235	14,079円	1,408円	2,816円	4,224円		
訪問看護Ⅰ-４・時間内	1,128	12,859円	1,286円	2,572円	3,858円	1回につき　1時間以上 1時間30分未満	1,128単位
訪問看護Ⅰ-４・夜	1,410	16,074円	1,608円	3,215円	4,823円		
訪問看護Ⅰ-４・深	1,692	19,288円	1,929円	3,858円	5,787円		
訪問看護Ⅰ-５（PT・OT・ST）	294	3,351円	336円	671円	1,006円	※リハビリ　20分	294単位
訪問看護Ⅰ-５（PT・OT・ST）	588	6,703円	671円	1,341円	2,011円	リハビリ　40分　294単位×２	
訪問看護Ⅰ-５・２超（PT・OT・ST）	795	9,063円	907円	1,813円	2,719円	リハビリ　60分　265単位×３	265単位
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	6	68円	7円	14円	21円	看護訪問1回につき6単位	6単位
						リハビリ20分　1回につき6単位	
特別管理加算Ⅰ （1か月につき1回）	500	5,700円	570円	1,140円	1,710円	在宅悪性腫瘍患者指導管理等を 受けている状態や留置カテーテル等を 使用している状態であること。	
特別管理加算Ⅱ （1か月につき1回）	250	2,850円	285円	570円	855円	在宅酸素療法指導管理などを受けている状態や 真皮を超える褥瘡の状態であること。	
複数名訪問看護加算Ⅰ(30分未満)	254	2,895円	290円	579円	869円	1回につき複数名の看護師が1人の利用者に 訪問看護を行った場合に算定。	
（30分以上）	402						
複数名訪問看護加算Ⅱ(30分未満)	201	2,291円	230円	459円	688円	1回につき看護師等と看護補助者が1人の 利用者に訪問看護を行った場合に算定。	
（30分以上）	317	3,613円	362円	723円	1,084円		
長時間訪問看護加算	300	3,420円	342円	684円	1,026円	特別管理加算対象の方で 1時間30分以上の場合算定	
初回加算Ⅰ	350	3,990円	399円	798円	1,197円	新規に看護師が訪問看護を退院日に提供した場合	
初回加算Ⅱ	300	3,420円	342円	684円	1,026円	新規に訪問看護を退院日以外に提供した場合	
退院時共同指導加算	600	6,840円	684円	1,368円	2,052円	主治医等と連携して在宅生活における 必要な指導を行い、その内容を 文章により提供した場合	
＊緊急時訪問看護加算Ⅰ	600	6,840円	684円	1,368円	2,052円	1か月につき1回算定。	
＊ターミナルケア加算	2,500	28,500円	2,850円	5,700円	8,550円	死亡月につき1回算定。	

*PT…理学療法士、OT…作業療法士、ST…言語聴覚士　リハビリは上限は週120分迄。　　令和7年5月１日施行

*緊急時訪問看護加算、ターミナルケア加算、夜・朝、深夜加算は24時間連絡体制にあるステーションが算定することができます。

※緊急時訪問看護加算・特別管理加算Ⅰ・Ⅱは区分支給限度基準額の算定対象外。

※夜間・早朝　２５％増し　　深夜　５０％増し（基本単位数に加算、小数点以下四捨五入）

≪利用料負担額の計算方法≫

介護保険によるサービス利用料　　単位数×11.40（１級地単価）・・・A（小数点以下切り下げ）

- A -（A × 90%）＝利用者負担額（１割）
- A -（A × 80%）＝利用者負担額（2割）
- A -（A × 70%）＝利用者負担額（3割）

*小数点以下は切り下げで計算になります。

*准看護師がサービスを提供する場合は全ての基本単位数×90%になります。

*夜間・早朝　午前6時～午前8時まで、または午後6時から午後10時までサービスを行った場合、基本単位数に25%加算されます。

*深夜　午後10時～午前6時の間にサービスを提供する場合、基本単位数に50%を加算されます。

【運営基準に定められたその他の費用】

算定項目	サービス内容
交通費	通常の実施地域を越えて サービスを提供する場合の交通費は 実費を徴収いたします。
	自動車を使用した場合の交通費は 通常の事業実施地域を越えてから 片道概ね10km以上につき 1,000円～を徴収いたします。

【介護保険対象外のサービス実施のご利用料（税別）】

算定項目	サービス内容
在宅以外での 訪問看護	ご相談に応じます。
死後の処置	亡くなられた後の処置と 処置材料費込みで20,000円。
その他オプション	ご相談に応じます。

キャンセル料	・サービス利用日の前日まで　無料 ・サービス利用日の当日 利用者負担2,000円 *サービスの利用を中止する際には、 速やかにご連絡をお願いします。 但し、利用者様の様態の急変など、 緊急やむを得ない事情がある場合は キャンセル料は不要です。 休みの連絡　TEL　03-6904-5146